

金銭消費貸借契約書

貸主_____（甲）と借主_____（乙）は、金銭消費貸借契約を次の通りに締結した。

第1項 貸借金額

甲は乙に対し、_____年_____月_____日、金_____円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2項 弁済期間

乙は、元金を_____年_____月_____日までに返済する。

第3項 弁済方法

乙は、元金を_____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで、毎月_____日に金_____円ずつ合計_____回の分割払いで完済する。

第4項 利率及び利息の支払方法

利率は元金に対して年_____%とし、当月分の利息を元金と合算して毎月支払う。

第5項 遅延損害金の約定

乙は、期日までに返済しない場合、遅延損害金として年_____%を附加して支払う。

乙が期限の利益を喪失した場合、その時点の元金と利息を合算した金額に対して、利益を喪失した日から支払い済みまで年_____%の遅延損害金を支払う。

第6項 連帯保証人

連帯保証人は、乙が公に対して負う一切の債務（第1項及び第5項）を連帯して保証する。

連帯保証人住所：_____

連帯保証人氏名：_____

第7項 利益の喪失

乙及び連帯保証人は、次に記載する各号の事由が発生した場合に、甲より催告がなくても期限の利益を喪失し、甲に対する一切の債務を速やかに弁済しなければならない。

- 1.手形交換所からの取引停止処分を受けた場合
- 2.乙が債務を_____ヶ月以上遅滞した場合
- 3.仮差押および差押または滞納処分を受けた場合
- 4.支払いの停止及び自己破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算を開始する申し出があった場合

第8項 報告の義務

乙及び連帯保証人は、次の事項が変更となった場合、速やかに甲へ報告しなければならない。

第9項 疑義解決及び合意管轄

本件契約に関して疑義及び争いが生じ、調停及び訴訟の提起をする場合は甲の所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所と定める。

第10項 特約

上記の契約を証するため本証書を三通作成し、各自がないように同意、署名、捺印のうえ、各々一通を保有する。

作成日 _____年_____月_____日

貸し主（甲） 住所_____

氏名_____ 印

借り主（乙） 住所_____

氏名_____ 印

連帯保証人 住所_____

氏名_____ 印